

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学校開放施設の利用登録及び登録変更の承認		
根拠例規及び条項		多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成 11 年教育委員会規則第 2 号)第 7 条第 1 項(登録)、第 8 条第 1 項(変更登録)		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 39 年条例第 10 号)</li> <li>・多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和 56 年教育委員会規則第 6 号)</li> </ul>		
	基 準	多治見市立学校施設の開放に関する規則第 6 条による。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5~15 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名 ) 協議機関 日(機関名 ) 処分機関 5~15 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				